

## 平成23年度資格審査基準

建設業者の等級付けについては次のとおりとする。

### 1 対象業者

市内業者（福知山市内に本店、営業所を有する者）とする。  
※資格有効期間は1年度とする。

### 2 等級

A、B、Cの3区分とする。

### 3 等級付け

#### （1）基準点の設定

すべての工事種別において、次の基準点を設ける。  
本基準点は2年度毎に見直すものとする。

（「工種別、等級別の基準評点の見直し」資料より）

工事種別	A 等級	B 等級	C 等級
土木一式	760 点以上	中間点	560 点以下
建築一式	720 点以上	中間点	590 点以下
ほ装	700 点以上	中間点	570 点以下
管	700 点以上	中間点	610 点以下
電気	790 点以上	中間点	590 点以下
水道施設	700 点以上	中間点	620 点以下
その他	700 点以上	中間点	560 点以下

#### （2）その他

① 新規業者 新規申請年度を含む2年間は、最下位の等級に位置づける。3年目からは、該当ランクの等級に位置づける。**ただし、年度途中で市外業者（登録済）が市内に営業所を開設し、権限委任した新規業者は1年目に含めない。**

② 共同企業体 3－（1）を適用する。